

富谷市立小中学校「学校関係者評価委員会」謝金等報償費に
関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富谷市立小中学校「学校関係者評価委員会」設置要綱で定められた各学校関係者評価委員に対する謝礼等報償費に関する基準額について定めるものとする。

(金額)

第2条 学校関係者評価委員謝礼等の金額については、一律で年額5,000円とする。

(支払日)

第3条 学校関係者評価委員謝礼等の金額の支払日については、毎年10月末日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、その都度、教育長及び学校教育課長が協議の上決定する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月10日から施行する。